

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各指定介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各老人短期入所施設開設者
各老人デイサービスセンター開設者
各養護老人ホーム施設管理
各軽費老人福祉センター
各老人生活支援センター
各

様

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

介護保険事業者等の「事故発生の未然防止の徹底」及び「事故発生時における報告の取扱い」の周知徹底について

県内の介護保険事業所における介護保険サービス提供時の事故は、本年も多数発生しております。

介護保険事業者は、利用者・入所（入院）者に対するサービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に報告等を行うことが厚生労働省令等で定められております。

事故発生時における対応については、平成19年12月14日長第635号「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）」通知により、適切な対応をお願いしているところですが、介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐため職員研修等により事故防止のための取り組みを徹底していただくとともに、事故発生時の適切な対応についても職員等へ周知徹底していただき、万全を期すようお願いいたします。

また、介護保険施設以外の施設におかれても、この取扱い要領に準じて対応いただくようお願いいたします。

この取扱い要領及び報告様式は、長寿社会課ホームページ「きのくに介護deネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>) に掲載しています。

また、各市町村で既に本件取扱いについて要領等が定められている場合には、その市町村の指示に従い、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、法人等に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には当該法人等から周知願います。

担当 長寿社会課サービス指導班、長寿社会班
TEL 073-441-2527(直通)
FAX 073-441-2523